

議案第 29 号

松阪市コミュニティ交通条例の一部改正について

松阪市コミュニティ交通条例（平成 22 年松阪市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市コミュニティ交通条例の一部を改正する条例

松阪市コミュニティ交通条例（平成 22 年松阪市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号から第 6 号までを削り、第 7 号を第 1 号とし、同条第 8 号中「飯高線」の前に「飯南・」を、「飯高線」の次に「飯南・」を加え、同号を同条第 2 号とする。

第 7 条第 1 項の表中「

飯南有間野・波留・横谷線	毎週月曜日（12 月 31 日から翌年 1 月 3 日までの間を除く。）
飯南相津・下郷線	毎週火曜日（12 月 31 日から翌年 1 月 3 日までの間を除く。）
飯南深野・横野線	毎週水曜日（12 月 31 日から翌年 1 月 3 日までの間を除く。）
飯南主線	毎週木曜日（12 月 31 日から翌年 1 月 3 日までの間を除く。）
飯南仁柿線	毎週金曜日（12 月 31 日から翌年 1 月 3 日までの間を除く。）
飯福田・柚原線	予約による全日運行
与原・深長線	スクールバスの運行日

」を「

与原・深長線	スクールバスの運行日
--------	------------

」に改め、「飯高線」の前に「飯南・」を加える。

別表中「飯南有間野・波留・横谷線」、「飯南相津・下郷線」、「飯南深野・横野線」、「飯南主線」、「飯南仁柿線」及び「飯福田・柚原線」を削り、「飯高線」の前に「飯南・」を、「宮前地区」の前に「飯高地域は、」を、「区分し、」の次に「飯南地域は1エリアとして、」を加え、「ごとに100円」を「ごとに100円を」に改め、「加算する。」の次に「ただし、大石地区を地区外エリアとし、地区外への移動については300円を加算する。」を加え、同表中「若しくは療育手帳（第1種）」を「、療育手帳（第1種）又は精神障害者保健福祉手帳（第1種）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。